

別紙 1 石川労働局定期健康診断等実施項目及び対象者（令和7年度）

1. 一般定期健康診断

| 検査項目   | 対象者  | 予定者数 |
|--|--|------|
| 定期健康診断（既往歴・業務歴の調査、身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査並びに肥満度の測定、自覚症状・多覚症状の有無の検査）                              | 全職員、非常勤職員  | 380  |
| 胸部エックス線検査  | 全職員、非常勤職員  | 380  |
| 喀痰細胞診  | 50歳以上で喫煙指数600（1日の喫煙本数×喫煙年数）以上の職員及び非常勤職員  | 5    |
| 血圧検査   | 全職員及び非常勤職員   | 380  |
| 血糖検査（血糖（空腹時血糖又は食後血糖）及びHbA1cの両方）・LDLコレステロール検査・HDLコレステロール検査・中性脂肪検査・貧血検査・肝機能検査（γ-GTP・AST・ALT） | 全職員及び非常勤職員   | 380  |
| 風しん抗体検査 ※希望者のみ   | ①予防接種歴及び風しんの感染歴がいずれも無い又は確認できなかった職員及び非常勤職員、②予防接種歴が無く、風しんの感染歴が確認できなかった職員及び非常勤職員、③風しんの感染歴が無く、予防接種歴が確認できなかった職員及び非常勤職員のうち、希望者 | 30   |
| 尿検査（蛋白）  | 全職員及び非常勤職員   | 380  |
| 尿検査（糖）   | 全職員及び非常勤職員   | 380  |
| 心電図検査  | 全職員及び非常勤職員   | 380  |
| 胃検査（胃透視）   | 40歳以上の職員及び非常勤職員  | 200  |
| 便潜血反応検査  | 40歳以上の職員及び非常勤職員  | 200  |

3. 情報機器作業従事職員の健康診断（定期特殊健康診断）

| 検査項目  | 対象者   | 予定者数 |
|---|---|------|
| <b>配置前</b>  |   |      |
| (1) 業務歴の調査  |   |      |
| (2) 既往歴の調査  |   |      |
| (3) 自覚症状の有無の調査（視器に関する症状、筋骨格系の症状、ストレスに関する症状）   |   |      |
| (4) 眼科的検査（視力検査、屈折検査、眼位検査、 <b>自覚症状により目の疲労を訴える者には調節機能検査、その他医師が必要と認める検査</b> ）  |   |      |
| (5) 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧痛点等の検査、その他医師が必要と認める検査）  | ①作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられる情報機器作業に従事する職員：1日に4時間以上の情報機器作業であって、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要があること<br>(2) 作業中、従事職員の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難であること<br>②上記以外の情報機器作業に従事する職員で自覚症状を訴える者 | 250  |
| <b>定期</b>   |   |      |
| (1) 業務歴の調査  |   |      |
| (2) 既往歴の調査  |   |      |
| (3) 自覚症状の有無の調査（視器に関する症状、筋骨格系の症状、ストレスに関する症状）   |   |      |
| (4) 眼科的検査（視力検査、眼位検査、 <b>40歳以上の者（※）には調節機能検査、その他医師が必要と認める検査</b> ）<br><b>※自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず、遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力（裸眼又は矯正）で両眼とも0.5以上が保持されている者は省略可</b> |   |      |
| (5) 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧痛点等の検査、その他医師が必要と認める検査）  |   |      |

2. 一次検査の結果必要となった場合の検査

| 検査項目  | 対象者  | 予定者数 |
|---|--|------|
| 肺CT検査   | 1次検査の結果医師が必要と認められた者  | 1    |
| 全大腸内視鏡（ポリープ等があった場合の病理検査は含まれない。）   |  | 3    |
| ・空腹時の血中グルコースの量の検査<br>・ヘモグロビンA1c検査<br>・微量アルブミン尿検査<br>・負荷心電図検査または胸部超音波検査<br>・頸部超音波検査<br>・空腹時のLDLコレステロール検査<br>・空腹時のHDLコレステロール検査<br>・空腹時の中性脂肪検査 | 肥満度の測定、血圧の測定、血糖検査及び血中脂質検査（LDLコレステロール検査又は中性脂肪検査）のいずれの項目にも異常の所見があると診断された職員（ただし、指導区分で医療の面1（要医療）又は2（要観察）を決定されたものは除く。）<br>*尿中の蛋白の有無の検査において、疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された職員に限る。 | 1    |
| 胃部内視鏡（ポリープ等があった場合の病理検査は含まれない。）  | 1次検査の結果医師が必要と認められた者  | 1    |

\* 人事院規則10-4の第24条の2関係

4. 電離放射線健康診断（定期特殊健康診断）

| 検査項目  | 対象者                      | 予定者数 |
|---|--------------------------|------|
| 被ばく経歴の評価、抹消血液中の白血球数及び白血球百分率の検査、抹消血液中の赤血球数、血球素量または全血比重の検査、白内障に関する眼の検査（医師が必要とした場合に限る）、皮膚の検査 | 放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する職員 | 5    |

注1) 年齢は令和7年度末(2026年3月31日)現在とする。

注2) 胃検査、便潜血反応検査及び喀痰細胞診については、対象者に受診を積極的に勧める。

注3) 風しん抗体検査について、1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日までの間に生まれた男性あてに、市区町村事業として配付される無料で風しん抗体検査を受検できるクーポン券を一般健康診断時に利用可能とすること。

\*なお、検査結果について、医療機関において知り得た情報において、HIV感染症やB型肝炎等職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報については、本人の同意無しに当局に提供しないものとする。

健康診断検査結果の情報提供の取扱い  
高齢者医療確保法第27条に基づく医療保険者への検査結果の提供に関して下記の対応が可能であること。  
当該検査結果を、電子データ（エクセル形式及びXML形式）により当局に提出できること。